

第5 「消費税法等の施行に伴う法人税の取扱いについて」 通達関係

平成元年3月1日付直法2-1「消費税法等の施行に伴う法人税の取扱いについて」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る消費税等の処理)</p> <p>14の2 ……………</p> <p>(注)1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>3 <u>本文の取扱いは、本文の課税仕入れが国若しくは地方公共団体、消法別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等において、消法令第75条第8項(国、地方公共団体等の仕入れに係る消費税額の特例)の規定の適用を受け、又は受けることが見込まれるものであっても同様であることに留意する。</u></p> <p><u>(経過的取扱い…改正通達の適用時期)</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の取扱いは、令和5年10月1日以後に国内において法人が行う課税仕入れ(消法第2条第1項第12号《定義》に規定する課税仕入れをいう。)に係る消費税について適用する。</u></p>	<p>(適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る消費税等の処理)</p> <p>14の2 ……………</p> <p>(注)1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>(新 設)</p>